

京都における塵芥処理の変遷(その2)

——汚物掃除法成立後の塵芥処理について——

京都府企業局 正会員 山崎達雄

日本で最初の廃棄物に関する法令である汚物掃除法は、大日本私立衛生会雑誌での法制度の必要性の議論等を経て、明治29年(1896)に、中央衛生会に対して「塵芥汚物掃除法案」として諮問されている。

中央衛生会では、同時期に諮問があった「下水法案」との整合を図るために、大幅に修正が行われ、「汚物掃除法案」として内務大臣へ答申されている。その後、汚物掃除法案は、再度修正の後、明治32年(1899)11月に帝国議会で提出され、字句修正の上可決され、明治33年(1900)4月に施行されている。

汚物掃除法については、「都市からの汚物の排除」のみならず、欧州における焼却施設の建設の影響を受けてか、塵芥についてはなるべく焼却することとされ、同法の成立を契機に大都市においては塵芥の焼却処理が進められている。

京都市においても、汚物掃除法の施行に伴い塵芥収集体制等の整備が進んだため、塵芥量も飛躍的に増加し、京都周辺の塵芥捨場で塵芥の堆積が目立つようになった。このため、明治34年(1901)12月には、民間人の手により塵芥焼却施設が建設され、その焼却灰については肥料として販売されている。

その後、塵芥の全量焼却を目指して、京都周辺数箇所に焼却施設の建設が進み、明治後期には、そのほぼ80%以上が焼却処理されている。(キーワード:「京都市」、「汚物掃除法」、「塵芥処理」)

1 はじめに

近世における塵芥処理は、河川交通や農業用水への影響など、河川管理上の問題として認識されており、衛生上の問題として把握されたのは明治期に入ってからのものであった。⁽¹⁾特に、京都においては、明治初期の全国的な殖産振興政策にも影響されてか、明治8年(1875)に設けられた化芥所において、廃棄物の資源化も試みられている。

化芥所は、他の殖産振興施設と同様に、明治15年(1882)には民間に払い下げられ、塵芥は基礎的な共同体である町の仕事として処理されている。⁽²⁾

明治22年(1889)には、地方制度の整備とともに京都市が成立し、その後、塵芥の処理は京都市へ

移管され、「塵芥採取請負人心得」により、民間に委託されている。

しかし、明治30年(1897)には、財政上の問題もあってか、再び町の責任とされ、民間の塵芥処理会社である京都衛生株式会社により処理され、明治33年(1900)の汚物掃除法の制定を迎えることになる。⁽³⁾

本報は、廃棄物に関する日本で初めての法令である汚物掃除法の制定経過と同法制定に伴う京都市における塵芥処理、特に、この時期、全国にさしかけて建設された塵芥焼却施設の概要について報告することにした。

2 汚物掃除法の制定について

(1) 汚物掃除法制定の気運の盛り上がり

廃棄物に関する法制度の必要性が議論され始めるのは明治20年代のことである。

永井久一郎は明治20年(1887)に「市街掃除法」を、同22年(1889)には中浜東一郎が「道路と衛生」を、同25年(1892)には安原豊也が「街路清潔法」を、当時、衛生に関する世論を積極的にリードしていた大日本私立衛生会雑誌にそれぞれ掲載し、塵芥掃除の必要性を強調している。

更に、明治28年(1895)3月の同誌には、市の掃除義務や掃除方法等を明示した11条からなる「市掃除法を制定するの議併に法案」が掲載されている。⁽⁴⁾

それによれば、「政府において-----清潔法の必要性を察せられ、掃除法の通則を発効し、執行の責任を地方庁に帰し十分目的を達せられ、-----」として塵芥掃除の通則を政府において制定し、地方庁の掃除執行責任を明確にすることにより、市において塵芥処理が円滑に行われ、清潔の保持強いては、伝染病予防に寄与することができるとしている。

当時、塵芥等の掃除に関する規制権限は、府県知事に委ねられており、東京府が明治20年(1887)に定めた「厠園芥溜取締規則」に倣って、同様の規則を制定している県(近畿では、奈良県が明治21年(1888)制定)⁽⁵⁾や、京都府のように独自に掃除規則を設けて塵芥掃除を取締っている府県もあった。

しかし、これらの規則の多くは、芥溜の構造や塵芥掃除に関する一般的な規定が定められているものが多く、必ずしも塵芥掃除責任は明らかにさ

れていなかった。また、塵芥等の掃除は、春・秋の二回の大掃除や伝染病の流行時に実施される臨時的な大掃除等、一時的に行われているに過ぎず、持続的なものとは必ずしもいえなかったのである。

このため、猖獗を極めていたコレラ等の伝染病の温床と考えられていた塵芥等の掃除を、個人の責任に任せるだけでは極めて不十分であり、市による定期的な掃除の実施等、その執行責任を明確にする必要が出て来たのであろう。

このような点から、前述の大日本衛生会雑誌の論文は、市街地における塵芥処理を上水の供給・下水の排除とともに国家事業として位置付け、法制度を整備し市において処理すべきとしている。

(2) 中央衛生会の汚物掃除法案

このような民間における塵芥掃除法案の提唱を受け、政府においてもその必要を痛感したのであろう。

明治29年(1896)12月に、内務大臣等は、「病原を杜絶して、国民の健康を増資せんとするには、汚物を掃除して土地を清潔ならしむるより急なるはなし」とし、更に、「管理の責任を明らかにして以て掃除の周到を期せんと欲す」として、翌年4月施行を目指して、26条からなる塵芥汚物掃除法案を中央衛生会に諮問している。

諮問を受けた中央衛生会は、森林太郎・後藤新平・長谷川泰等の5名を調査委員に選び、延べ6回、2箇月にわたって委員会を開き、同案を審議している。

その結果、塵芥汚物掃除法案とほぼ同じ時期に中央衛生会に諮問のあつた下水法案との整合を保

つことが必要であるとし、下水法案の対象とならない一般下水の管理等も塵芥汚物掃除法の規制の下に置くことなど、大幅な修正を行い、汚物掃除法案としてまとめている。

即ち、当初の内務省案では、法の対象となる汚物の範囲は、必ずしも明記されていなかったが、修正案では、一般下水を含む塵芥・汚水・糞尿等すべての不潔物とし、更に、総則・塵芥・溝渠・便所・費用負担・雑則・附則の7章45条に分けて対象汚物毎に処理体系を整備している。

塵芥等については、邸宅等の私有地内の掃除は私人の責任とされ、市は私用の塵芥溜に運ばれた塵芥を捨場等へ運搬することとしている。

また、芥溜、溝渠や便所等の衛生施設の設置・改良等については、地方長官（＝府県知事）の許可が必要とされ一定の制限を加えている。

この修正案については、市が私設便所の汲取を行うことを巡って、中央衛生会で修正の動きもあったが、一部の字句修正だけで承認され、内務大臣へ報告されている。

しかしながら、この修正案は、直ちに汚物掃除法案はならなかった。その後、政府段階で大幅に修正され、明治32年(1899)に、再度中央衛生会へ諮問・答申され、汚物掃除法として帝国議会⁽⁶⁾に提出されている。

中央衛生会の修正案が採用されなかった理由は明らかにではないが、ほぼ同時期に諮問・答申された下水法案が、明治31年(1898)9月の大日本私立衛生会雑誌に、「現在、調査を終了し、法制局へ廻付中」との記事があるところから、法制局の意向により、修正が加えられた可能性も考えられる。

いづれにしても、中央衛生会の修正案は、対象汚物の範囲を明確にし、それ毎に掃除体系を整備するという整然としたものであり、その後の汚物掃除法の制定に大きく影響を与えたことは、想像に難くない。

(3) 汚物掃除法の制定

原案成立まで、このような二転三転した経過があった汚物掃除法ではあるが、明治32年(1899)11月に帝国議会に提出されている。両議院では、若干の字句修正が行われた以外特に反対はなく、翌年2月1日に可決されている。⁽⁷⁾

成立した汚物掃除法は、掃除義務者の範囲や市の掃除義務等に関する11条からなっており、中央衛生会の修正案に比べて、極めて簡単なもので、汚物の範囲、掃除・清潔保持の方法等、細かい事項のほとんどは規則に委ねられている。

汚物掃除法の施行される区域については、帝国議会でも議論のあったところであるが、原則として市とされ、市以外については、地方長官にその適用がまかされている。

また、汚物の掃除義務者は、土地所有者、土地使用者又は占有者とし、市は掃除義務者が掃除した汚物や義務者のいない区域における汚物の掃除等を行うこととされた。

更に、同法では掃除等の状況を監視するため、地方長官は市に吏員を置くこととされた。

その後、汚物の対象範囲、塵芥運搬・処分方法や掃除監視吏員の職務等を定めた同法施行規則が同年3月8日に制定され、更に、3月19日には、汚物掃除法の施行に関して重点とすべき事項を指示した内務省衛生局長通牒が、府県知事に対して⁽⁸⁾

表1 汚物掃除法の制定経緯

年	月	事	項
28	3	大日本私立衛生会雑誌に「市掃除法疑案」が掲載される。	
29	12	○内務大臣等、中央衛生会に対して塵芥汚物掃除法案を諮問する。 ○中央衛生会、諮問のあった同法案を調査委員会へ付託することを決定する。	
30	1 ～ 2	中央衛生会調査委員会にて、同法案を審議した結果、大幅に修正の上、汚物掃除法としてまとめて報告する。	
	2	中央衛生会、調査委員会の報告をほぼ了承して、内務大臣あて答申する。	
31	9	内務大臣から第13議会へ提出する議案として、下水に関する取締法案等があり、現在調査を終了し、法制局へ廻付中	
32	4	内務省内務局、各府県警部長会議で、「清潔法の維持に関する件」を諮問する。	
	9	中央衛生会へ汚物掃除法案の件を諮問、	
	10	中央衛生会、汚物掃除法案を修正の上、議決し、内務大臣へ具申。	
	11	衆議院、汚物掃除法が提出されたため、特別委員会を設置して、審議する。	
	12	○衆議院、特別委員会の報告（一部字句修正の上、原案賛成）を受けて、可決し、貴族院へ送付する。 ○貴族院、送付のあった汚物掃除法を審議するため、特別委員会を設置する。	
33	1	貴族院、特別委員会の報告を受け、一部修正の上、可決し、衆議院へ回付する。	
	2	衆議院、貴族院から回付のあった汚物掃除法を可決する。	
	3	○内務大臣、汚物掃除法省令発布の件について、中央衛生会へ諮問する。 ○汚物掃除法公布 ○汚物掃除法施行規則公布 ○内務省衛生局長から、府県知事に対し汚物掃除法実施において主眼とすべき事項を指示する。	
	4	○汚物掃除法施行。 ○地方官会議において、内務省から汚物掃除法について諮問する。 ○府県警察務部長会議において、汚物掃除法の施行方法について協議する。	

出典：大日本私立衛生会雑誌、中央衛生会年次報告、衆議院・貴族院議事速記録

通知され、4月1日から汚物掃除法が施行されている（汚物掃除法の制定経緯は表1のとおり）。

ここで注目すべきことは、従来からいわれてきた汚物掃除法の性格一市街地等、人々の生活空間から汚物の掃除＝排除を目的としたものだけでなく、汚物の衛生的処理にも配慮がなされていることである。

即ち、塵芥については、施行規則において「可成之を焼却すべし」とされ、更に、上記の衛生局長通牒においては、「可成之を焼却する為焼却場を設けしめ、若し直に焼却場を設けること能はざる事情あるときは、今より焼却場の構造位置等を調査せしめ、遠からず之れを設置せしむる様」と塵芥の焼却に積極的な姿勢を見せていることである。

当時、塵芥は、埋立や肥料化等により処分されており、塵芥の焼却については雑誌等により欧州の実情が紹介されているに過ぎなかった。⁽⁹⁾

欧州等における塵芥焼却施設については、1880年代から開発が試みられているが、多額の費用を要することや焼却の際に生ずる悪臭等の問題があった。

その後、改良が進み、ロンドンでは10社の塵芥焼却会社があり、塵芥の焼却だけではなく蒸気による発電・公衆浴場への給湯等の余熱利用も行われている。

また、ハンブルグでは1892年のコレラ流行を契機に塵芥の焼却施設の必要性が盛んに議論され、1896年には36個の焼却施設が設置されている。

ハンブルグの焼却炉は、余熱利用だけではなく焼却灰から鉄の回収、更にはセメントの骨材としての焼却灰の利用等を行っており、収益的にも十

分採算がとれるとしている。

このように、欧州においては塵芥焼却施設は建設されたばかりであり、汚物掃除法において、塵芥の焼却を積極的に取り入れられたことは高く評価してよいと考える。

その後、日本における塵芥の焼却施設については、汚物掃除法において積極的に位置付けられたこともあってか、米沢市・京都市・大阪市において積極的に導入され、明治38年(1905)には、汚物掃除法が実施されている53市中16市において塵芥の焼却が行われるなど、塵芥の衛生的処理が進んだのである。

3 京都府における汚物掃除法の施行

(1) 京都市内における汚物掃除法執行体制の整備

京都府は、掃除執行体制の整備を図るため、汚物掃除法及び掃除監視吏員の組織権限等令に基づき、明治33年(1900)3月30日に、京都市に掃除監督3名、掃除巡視20～50名を置き、その俸給を定めた「京都市掃除監視吏員俸給及定員令」や「京都市掃除巡視採用規則」や「京都市掃除巡視服務規律」を設けている。

また、これを受けて、京都市は、「掃除監視員職務章程」を定めるとともに、同年5月には、松原警察署長を京都市掃除監督長に任命している。

更に、京都市を警察署の管轄区域に従い、6区の掃除管区に分割して、それぞれに掃除巡視出張所を設けるとともに、掃除巡視をおおむね4名を配置し、市内における塵芥掃除執行体制の整備を図っている。

掃除執行に要する経費については、同年4月14日に、汚物掃除監督長1名、監督3名、巡視24名

の人員費や市内1690町の塵芥の掃除や溝渠約29万間の汚泥の浚渫の費用等、総額 26821円からなる汚物掃除費を京都市会に提案し了承されている。⁽¹¹⁾

更に、翌年には、塵芥収集直営開始のための運搬車両を購入し、また、従来の捨場では不足するところから、伏見方面へ運搬するため借りていた高瀬船の賃料が高額となるので、その代わりに、塵芥運搬船6艘を購入している。

なお、塵芥の処分については、既に、明治31年(1898)に京都市塵芥捨場規則を制定し、塵芥捨場5箇所を設置しており(管理は民間人に委託)、また、京都市周辺の農用地で堆肥等にも一部利用され、処分されている。

これにより、京都市内の塵芥掃除については、収集・運搬は直営で行い、その処分は京都市が設置する塵芥捨場等で、更に、塵芥捨場の管理を民間人に委託する方法で実施されることになった。

汚物掃除法の施行に伴う塵芥収集体制の整備により、京都市内の塵芥採取量は、大幅に増加している(表2参照)。

汚物掃除法施行前の明治32年(1899)には、年間120万貫目であった塵芥採取量が、汚物掃除法施行後の翌年7月及び8月の2箇月間に、合わせて123万貫目とほぼ6倍に伸びている。

このように、汚物掃除法の施行は、塵芥収集体制の整備を促し、京都市内の衛生面の向上に大きな寄与を果たしており、汚物掃除法の制定目的が十分果たされていることが理解できよう。

(2) 汚物掃除法施行細則の制定

京都府は、汚物掃除法施行規則を受けて、明治33年(1900)7月4日に汚物掃除法施行細則を定めるとともに、明治15年(1882)に制定した塵芥掃除

表2 京都市における塵芥排出量

年	排 出 量 (貫目)	排出量原単位
20年	1～11月で 2,720,000	115g/日・人
32年	年 間で 1,202,800	34g/日・人
33年	7月の間で 583,715	190g/日・人
	8月の間で 649,475	211g/日・人
34年	11月の日平均で22,600	225g/日・人
	月平均で 約 800,000	266g/日・人
35年	日平均で 約 30,000	291g/日・人
38年	年 間で 6,772,280	181g/日・人
41年	年 間で 7,240,080	189g/日・人
42年	年 間で 7,523,040	194g/日・人
43年	年 間で 8,320,320	211g/日・人
44年	年 間で10,005,680	236g/日・人
45年	年 間 11,630,720	273g/日・人

出典：京都市統計書、日の出新聞、公衆衛生他規則等、従来規則を廃止している。

この施行細則は、19条からなっており、従来の塵芥掃除規則に比べて、かなり具体的に塵芥の掃除について規制している。

(京都市府汚物掃除法施行細則の概要)

- ① 塵芥・汚泥し尿等の収集・運搬容器の基準
- ② 市設塵芥捨場へ運搬すべき掃除義務者の範囲
- ③ 塵芥捨場・汚泥置場・塵芥焼却場・厠の位置・構造基準
- ④ 溝渠・厠の新設・改造の際の所轄警察署への届出
- ⑤ 公共溝渠へ排出禁止の汚水の種類
- ⑥ 汚物取り扱い者に係る警察署の許可

特に、500坪以上の工場等や魚鳥その他食品市場等の大規模排出者のみならず、汚物掃除法にお

いても必ずしも市設捨場等への運搬を義務付けられておらず、また、従前から、周辺の農家等へ渡して、塵芥を処理していた「郡村に接近している地区」の住民までも、市設捨場への運搬を義務付けるものであった。

また、厠等の構造に関しても、「尿壺の周囲は厚さ3寸(9cm)以上のセメント・モルタル・コンクリート」とし、明治34年(1901)9月30日までに漆喰性の多い既存の厠等をコンクリート性等のものに改造を行うよう求めるなど、京都市内の現状を無視したものであった。

このため、府の施行細則については、住民から強い反対が巻き上り、明治33年(1900)12月には、上下京区内の各衛生組合の幹事が明倫小学校に集まり、府の施行細則の一部改正を府へ要望することを決めている(要望内容及び改正理由は表3のとおり)。

結局、これらの住民の主張をほとんどいれた形で、明治34年(1901)3月23日に府汚物掃除法施行細則の改正が行われている。この細則の改正については、今後、他府県の施行細則との比較検討を行わなければ断言できないが、府の施行細則があまりにも現実を無視したものであったためと思われる。

4 京都市における塵芥焼却施設の設置

(1) 主要都市における塵芥焼却施設の設置状況

この時期における京都市の汚物処理で注目しなければいけないことは、早くから塵芥の衛生的処理＝焼却処理が行われていることである。

当時は、ほとんどの市町村で塵芥は埋立又は堆肥への活用等により処分されていた(東京・横浜

表3 府汚物掃除法施行細則に対する京都市衛生組合幹事会の改正要望

要 望 事 項	要 望 理 由	参 考 (改 正 該 当 条 文)
市設捨場へ運搬すべき地域から郡村に接近する場所の削除	掃除義務者が運搬しなければならず、迷惑するものが多いため。	第4条 左の各号の1に該当する土地の掃除義務者は其汚物を市設塵芥置場又は汚泥置場に搬出すべし。 1 郡村に接近したる地区（以下略）
溝渠及び厠の構造基準に漆喰性のものを追加する	既設のものは、90%以上漆喰性であり、漆喰性が認められない場合には、改造が必要となるが、困難なため。	第8条 溝渠の構造は左の制限に従うべし 1 石煉瓦又は釉薬を施したる陶器若くは鉄管を以て構造し其接合部は鉄管に係るものは金属の接合剤を用い其他のものは「セメント」「モルタル」を用ゆること 第12条 厠圍の位置及び構造は左の制限に従うべし 4 尿尿壺の周辺は漏斗状にして厚さ3寸以上の「セメント」「モルタル」又は「コンクリート」と為すこと
汚水溜設置に係る警察署許可制度の無期延期	施行すれば、市内にある無数の吸込を改造する必要があるが、実際上対応できないため	第9条 土地の状況により汚水を公共溝渠又は適当な場所に排泄し難きときは警察官署の許可を得て汚水溜を設けることを得（以下略）
公共溝渠排出禁止の汚水の種類から、 ①劇毒薬性のもの ②臭気の著しいもの ③多量の洗殿物を含むものを削除する。	物質によりその程度を判断するのが困難なため	第10条 左に掲ぐる汚水は公共溝渠へ排渫すべからず 1 劇毒薬性の物質を含有するもの 2 甚しき臭気を発するもの 3 多量の洗殿物を混するもの 4 屍体解剖に因り生じたるもの 5 外科手術に因り生じたるもの 6 屍体湯灌に因り生じたるもの
厠・汚水溜・溝渠の改造等に係わる経過措置の緩和	厠等をほとんど改造する必要があるが、期限までの改造が困難なため	第19条 本則に抵触する塵芥容器塵芥運搬容器及汚水溜は明治33年10月31日迄に溝渠及厠圍は明治34年9月30日迄に本則に依り改造すべし

出典：公衆衛生

では、船で房総地方へ運搬され肥料として利用され、大阪では、尻無川下流の川岸に投棄又は周辺の農村で堆肥として利用されていた）。

筆者の知る限りでは、全国に先駆けて塵芥の焼却施設を設置したのは、山形県米沢市である。

明治34年(1901)2月の大日本私立衛生会雑誌の扉に、同市の塵芥焼却施設が写真付きで紹介されている。同市の塵芥焼却施設は、総額 978円の費用をかけて、明治33年(1900)8月に起工され、同年10月に竣工したもので、一昼夜で 420貫目の塵芥を焼却できる施設であった。

また、汚物掃除法施行後、塵芥処分の方法を検討するため、いち早く塵芥の性状や排出量につい

て詳細な調査を行っている大阪市において、塵芥焼却施設が設置されるのは、明治36年(1903)のことであり、東京市の場合は、更に大幅に遅れて大正13年(1924)になってからである。

これに比べて、民間人の手によるとは言え、京都市では、明治34年(1901)12月にいち早く塵芥焼却施設が完成し、焼却を開始しているのである。

このように、京都市が全国に先じて塵芥焼却にとりくんだ理由はどこにあるのであろうか。

京都市の大槻助役は、明治33年(1900)に塵芥の焼却に積極的な姿勢をみせている欧州（主にベルリン・ハンブルグ）を視察している。

視察の目的は定かではないが、帰朝後の京都市

衛生幹事会で、欧州における塵芥処分の状況や上下水の状況について講演していることなどから、大機助役の渡欧は、欧州の衛生事情の視察がひとつの大きな目的ではなかったかと思われる。

この欧州視察の中で、当時、欧州で盛んに導入されつつあった塵芥の焼却施設に触れ、それが京都市における塵芥焼却施設の設置のひとつの契機になったのではなかろうか。

(2) 京都市の塵芥焼却施設の概要

前述したとおり、汚物掃除法の施行により、京都市の塵芥収集量は増加し、深草村福稲を始め、各塵芥捨場では、塵芥の堆積が著しくなったのであろう。

このため、滋賀県土木請負業中川与次郎氏は、深草村福稲の市設塵芥捨場に、私費 600円をもって、焼却施設を建設し、塵芥の減量化を図るとともに、その焼却灰を煙草等の栽培用肥料として農民へ販売することを計画している。

計画にあたっては、中川氏は、塵芥焼却灰 1 俵に付き京都市に 5 銭づつ納入することを約束しているが、塵芥の焼却事業は、焼却灰の売却利益（1 俵（15 貫目）当たり 25 銭）だけで、十分成り立つとしている。

なお、塵芥の焼却灰については、焼却施設が稼働する明治 35 年（1902）6 月に、中川氏が農商務省農事試験場畿内支場に焼却灰の分析を依頼しているが、それによれば、焼却灰中には磷酸が 1.4%、カリが 2.71% 含まれ（大阪市の塵芥焼却灰の場合は、磷酸 1.906%、カリ 1.525%）、十分肥料的な価値があるものとされた。

都塵芥化焼灰等を原料とした甘藷肥料の広告が掲載され、実際に実用化されていることが分かる。

その後、焼却施設は、市参事会の認可を得て、明治 34 年（1901）12 月 20 日に竣工している。その竣工式には、京都市の内貴市長も出席しているおり、京都市の期待の大きさが理解できよう。

竣工した焼却施設の概要は、表 4 及び図 1 のとおりである。

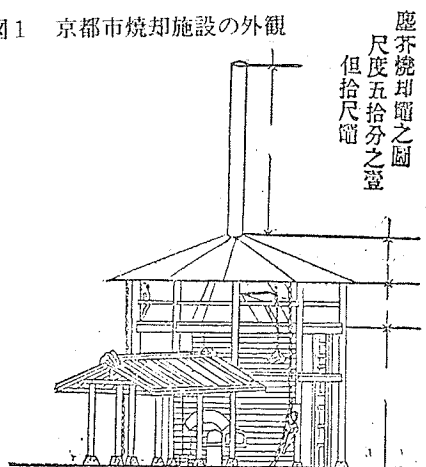
焼却炉は、煉瓦積みの円形炉で、焼却能力は、

表 4 京都市の塵芥焼却炉の概要

		円 形 炉		八 角 炉	
構 造	材 質	煉瓦造（煉化石長手 1 枚半積み） 上部は木骨・丸竹の壁下地を編成して、厚さ 4 寸以上に土を塗る。			
	高 さ	1 丈 5 尺(4.5m)			
	直 径	10 尺(3.0m)		12 尺(3.6m)	
	塵芥投入方法	上部に設けた方 3 尺(0.9m)の投入口（鉄板の蓋付）3 箇所から投入			
	火 口	幅 3 尺(0.9m)・高 4 尺 5 寸(1.4m)			
	火 床	鋳鉄製で、上面幅 8 分下面 6 分 5 合 2 寸間隔で並列に置く			
	上 屋	木造・亜鉛鍍鉄板			
		六角形		八角形	
焼 却 能 力		3000 貫目 (11.3 トン/日)		4500 貫目 (16.9 トン/日)	
焼 却 方 法		投入した塵芥の下に藁 10 束を置き火を付けて焼却する（燃料不要）			
焼 却 灰	生成量	25 俵(375 貫目)		35 俵(525 貫目)	
	利用法	肥料として販売			
煙 突	構 造	鉄板円形			
	高 さ	高さ:152 尺(46m)			
突	直 径	1 尺 5 寸(45cm) 内径 5 寸(15cm)			
	建設費	4 5 0 円		5 0 0 円	

また、明治 36 年（1903）の朝日新聞京都版に、京 出典：公衆衛生

図1 京都市焼却施設の外觀



出典：公衆衛生

一日8時間で約3000貫目の塵芥を焼却できるものであった。

この焼却施設は大変好評であったらしく、明治35年(1902)2月には、内務省衛生局長へ報告されるとともに、同年7月には、京都医科大学学長である坪井次郎医学博士が現地を視察し、激賞するとともに、第5回内国博覧会へ出品することを奨めている。

このように、焼却施設が非常に好成績であったため、京都市は、同所に八角形の焼却施設をもう一基設置するとともに、更に、室町頭・椿寺付近・聚楽病院付近・蛸薬師千本・松原千本・東院電灯会社付近・西九条旅所付近の7箇所に焼却施設を設置して、京都市内から排出される塵芥の全量焼却を計画している。

焼却施設の建設については、前記の7箇所のうち、椿寺付近・二条千本・松原千本の3箇所には設置されており、これらの施設で、一時期には、京都市内の塵芥の80%以上が全量焼却され(表5参照)、更に、明治45年(1912)には、民間人により、新たな焼却施設を設けて塵芥を焼却し、その灰から塩を取り出すことも計画されている。

その後、塵芥の焼却は下火となり、京都市周辺の塵芥捨場に運搬され、処分(堆肥化も含む)されて、京都市により、本格的な塵芥焼却施設が建設されるのは、大正14年(1924)まで待たなければならない。

表5 京都市の塵芥処分状況

(単位：千貫目)

焼却場名称等		年	明治41年 (1908)	明治42年 (1909)	明治43年 (1910)	明治44年 (1911)	明治45年 (1912)	大正 2年 (1913)	大正 3年 (1914)
京 都 市 内 排 出 量			7,240 (100)	7,523 (100)	8,320 (100)	10,006 (100)	11,630 (100)	11,508 (100)	11,371 (100)
焼 却 場	深草(福稲)		1,884	2,066	591	(移転)	864	127	339
	椿 寺		929	1,007	1,117	1,003			
	二 条 千 本		1,591	1,749	1,842	1,743		1,056	1,732
	松 原 千 本		1,240	1,366	2,335	521			
	小 計		5,644 (78%)	6,187 (82%)	5,885 (71%)	3,267 (33%)	864 (7%)	1,183 (10%)	2,071 (18%)
その他塵芥捨場			1,590 (22%)	1,336 (18%)	2,436 (29%)	6,739 (67%)	10,766 (93%)	10,325 (90%)	9,300 (82%)

注1 出典：京都市統計書

2 明治45年以降の深草(福稲)の焼却量は、移転先での焼却量と考えられる。

3 大正3年の二条千本は、京都市統計書で朱雀野村として掲げられた数字である。

民間人の手によるとは言え、汚物掃除法が施行された直後のこの時期に塵芥の全量焼却を計画していたことは特筆するに値するものである。

なお、深草村の福稲に設けられた京都市最初の焼却施設は、明治43年(1910)に、伏見にあった陸軍第12師団と東京を結ぶ計画道路の用地にあたる⁽¹²⁾ところから、京都府から立ち退きを求められ、同年12月に移転している。

5 おわりに

以上で、この小論を終えることにしたい。

従前から、「汚物掃除法は、都市からの汚物の排除を主な目的とする」とされてきたが、汚物の衛生的処理についても考慮されている。特に、京都市においては、同法の成立が契機になって塵芥の焼却処理も進んでおり(肥料の生産という側面も否定できないが)、同法の性格について、もう一度考えなおす必要があるのではなかろうか。

(参 考)

- (1) 「古都における塵芥処理のあゆみ」(小著、第2回日本土木史研究発表会論文集)
- (2) 「明治初期における塵芥処理制度に関する二三の考察」(小著、第3回日本土木史研究発表会論文集)
- (3) 「京都における塵芥処理の変遷—汚物掃除法成立前後を中心として—」(小著、第4回日本土木史研究発表会論文集)
- (4) 「公衆衛生の発達」(財団法人日本公衆衛生協会)
- (5) 日の出新聞(明治21年5月11日)
- (6) 中央衛生会年次報告
- (7) 衆議院・貴族院速記録
- (8) 「自明治26年至44年 例規編冊」(京都府総合資料館蔵)
- (9) 「前年度における海外衛生景況の報道」(大日本私立衛生会第19次総会記事)
- (10) 以下、京都市の塵芥処理に関する記述は、特記するものを除き、日の出新聞、朝日新聞京都版、京都医事衛生誌、公衆衛生、大日本私立衛生会雑誌による。
- (11) 京都市会議事録
- (12) 「明治43年土木往復」(京都府総合資料館)